

「ふるさと納税」で被災地域の支援ができます！

「令和6年能登半島地震 災害支援」

泉佐野市はふるさと納税による災害支援の受付を本日开始しました

特設サイト「さのちよく」URL : <https://furusato-izumisano.jp/ishikawa/>

泉佐野市は、2024年1月1日に石川県能登半島を震源とする「令和6年能登半島地震」により甚大な被害が発生していることを受けて、被災地域への支援を目的としたふるさと納税による寄附の受付を、本市直営の特設サイト「さのちよく」にて2024年1月5日（金）正午より開始しました。



この度の災害により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

本市では1月2日から市職員を被災地に派遣し被災地支援に取り組んでおります。

この度、ふるさと納税制度を活用した被災地支援にも取り組むことを決定いたしました。

本災害支援にご支援いただいたご寄附は、その全額を、日本赤十字社石川県支部を通じて石川県内被災地へお届け^{※1}いたします。

これまで本市では、国内外の被災地に対し物資の提供や職員の派遣などの支援、ふるさと納税制度を利用した代理寄附、民間ポータルサイトが実施する被災自治体支援への協力などをおこなってまいりました。直近の事例として、国内では熊本県や佐賀県武雄市の豪雨災害に対する代理寄附の受付、国外ではウクライナ国に対しての人道支援、トルコ・シリア地震に対しての災害支援などで、ふるさと納税制度を活用し全国の皆様からお預かりした寄附金の全額を、被災地にお届けさせていただいております。

令和6年能登半島地震の石川県内被災地へのご支援をよろしくお願い申し上げます。

※1 日本赤十字社石川県支部にお届けした寄附金は、被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活を支援するための義援金としてお届けされます。

＜石川県内の災害救助法適用状況 17 市町＞ ※令和6年1月5日現在
金沢市（かなざわし）、七尾市（ななおし）、小松市（こまつし）、輪島市（わじまし）、珠洲市（すずし）、加賀市（かがし）、羽咋市（はくいし）、かほく市（かほくし）、白山市（はくさんし）、能美市（のみし）、河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち）、河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち）、羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち）、羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちよう）、鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）、鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち）、鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちよう） 以上

＜さのちよく災害支援「令和6年能登半島地震 災害支援」の概要＞

- ▶ 実施日時 : 2024年1月5日(金)正午開始 (終了時期は未定)
- ▶ 受付方法 : 泉佐野市ふるさと納税特設サイト「さのちよく」からweb受付のみ
- ▶ 特設サイト「さのちよく」URL : <https://furusato-izumisano.jp/ishikawa/>
- ▶ その他 : 今回の災害支援への寄附については、返礼品はございません



＜特記事項＞

※日本赤十字社石川県支部が開設している口座への振込みを予定しています。
※この災害支援に対する寄附金は2,000円以上から受け付けています。
※この災害支援に対する寄附金では、返礼品の提供はありません。
※後日、寄附者には泉佐野市から「寄附金受領証明書」を郵送させていただきます。
※この災害支援に対する寄附金は、ふるさと納税の対象となり、寄附金のうち2,000円を超える部分については、税の優遇控除が受けられます。(ただし、税の控除を受けるには、確定申告やワンストップ特例申請などの手続きが必要です)

【参考資料（過去の支援状況）】

★本市の被災地への主な支援状況

- 熊本地震（H28～R2）：熊本県内自治体へ職員派遣
- 平成30年西日本豪雨（H30～R2）：広島県や高知県の自治体へ職員派遣
- 令和2年7月豪雨（R3～）：熊本県の自治体へ職員派遣、支援物資提供
- 令和3年8月豪雨（R3）：佐賀県の自治体へ職員派遣、支援物資提供
- 令和4年3月福島県沖地震（R4）：福島県の自治体へ職員派遣、給水支援

★本市のふるさと納税を活用した被災地等への支援の取り組み（ふるさと納税制度除外前）

- 平成21年東日本大震災の被災地支援（H28～H31）：被災地の返礼品提供による支援
- 平成30年大阪北部地震（H30）：被災自治体の災害支援ページへの誘導バナーの設置
- 平成30年西日本豪雨（H30）：民間ポータルサイトの被災地支援活動に参画
本市の寄附支援額→21,438,600円（ポータルを通じて被災地へ）
- 平成30年西日本豪雨（H30）：被災した協定先自治体（高知県宿毛市）に代わって寄附受付
代理寄附額→2,270,000円（宿毛市へ）

★本市のふるさと納税を活用した被災地等への支援の取り組み（ふるさと納税制度復帰後）

- 令和2年熊本豪雨災害支援（R2）：被災した熊本県に代わって寄附受付
代理寄附額→1,700,000円（熊本県へ）
- 令和3年豪雨災害支援（R3）：被災した協定先自治体（佐賀県武雄市）に代わって寄附受付
代理寄附額→164,000円（武雄市へ）
- ウクライナ緊急支援プロジェクト（R4）：同国への人道支援を目的とした支援
寄附額→88,618,162円（在日大使館、日赤へ）
- トルコ・シリア地震災害支援プロジェクト（R5）：地震被災地への救援金として支援
寄附額→9,847,855円（日赤へ）
- モロッコ地震災害支援プロジェクト（R5）：地震被災地への救援金として支援
寄附額→246,000円（日赤へ）
- リビア洪水に対する災害支援プロジェクト（R5）：洪水被災地への救援金として支援
寄附額→129,000円（日赤へ）
- アフガニスタン地震災害支援プロジェクト（R5）：地震被災地への救援金として支援
寄附額→144,000円（日赤へ）

○特設サイトとは

各自治体が独自で開設するふるさと納税サイトです。開設する自治体の返礼品が掲載されており、寄附の申請、決済等ができます。民間ポータルサイトへの掲載にかかる手数料等のコスト圧縮を目的に開設する自治体もあります。

本件に関する報道機関のお問い合わせ先

泉佐野市 成長戦略室 ふるさと創生課：塩見（しおみ）、中嶋（なかじま）、林（はやし）

TEL：072-463-1212(代表) FAX：050-3488-2033 E-mail：furusatotax@city-izumisano.com